

## 監 事 の 意 見 書

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28条)第39条第1項の規定により令和3年5月31日理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の各事項について監査しました。その内容は適正なものと認めます。

令和3年5月31日

日本漁船保険組合

監 事 菊 池 勝 貴

監 事 長 岡 英 典

監 事 浅 田 賢 一